

秘密指定解除

公文書監理室

P.2

秘
無期限

※総第 4870号001公館宛 GM1054-02

平成 ※平成 6年 11月 日
15 2時 3分 秒受付

電信案

45

電信課長 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先 総務課長 首席事務官 会計課長 首席事務官	主管 アジア局長 審議官 参事官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 2年 6月 6日 起案者 電話番号 番匠 2416 地域政策課長
	針本(在) 2416 地域政策課長	

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	韓国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 在韓被爆者支援				
主管・文書記号	※電番	大至急	至急	パターン・コード
アビ	第877号	普通	(優先処理)	
転電 転送 在 転報	※転電番号	大使・総領事あて		
大至急 至急 普通 (優先処理)				
1. 本件については、先月日韓首脳会談で、海 部総理より、1千万大統領に対し、「医療用 品・食糧総額40億円程度の支援を行う」と いうことを約束している旨意向表明したと、				
※				
05487071	優先	KANKOKU	F電	
GB-1	外務省			回覧番号

(昭和六三・六・三十改正) 6/4

であるが、この具体的中身については、今後
日韓両国で詰めいくことになる。

2. 当分としては、平成3年度^{予算}の概算要求の時
、その業合にもあり、6月末までに本件支援の中身を固める必要が~~ある~~
~~期に迫る~~と見ており、6月中旬を目
処として本件支援の中身を固めたいと考えて
おり、目下、当分として~~上~~しうる支援の内
容、Xニユ一^(案)を鋭意検討中である。右検討が
了次第、出来れば1ヶ月か、1週間も担当官
を派遣し、韓国^{(政府(外務部))}とやり合っても行ないたい
と考えている。(具体的な出張者、日程等によ
って予定、電報)

3. ついては、当分検討が必要にすぎ、在韓
総領事館に内子別下A×信のクエスチョン
~~を~~韓国側(外務部窓口)に手交の上、書面又
は口頭にて可能な範囲内での回答を求められ
て、とりあつかいの結果などとも1⁴日^(※)中
に回答ありたい(追加の質問ありうべし)。

FAX信

P.3

※総第054872号001公館宛 GM1055-03

平成2年6月1日 15時28分9秒受付

電信案

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	主管	※発電係 1 2
		起案 平成2年6月6日
	起案者 電話番号 藤屋 2416	

秘密指定解除
公文書監理室

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	韓国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	在韓館員者支援			
主管・文書記号	※電番	FAX信 FAX信	大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
往電 PUC 877 3月 FAX信。				
↓				
※				
05487200 優先 KANKOKU F信				
GB-1 外務省				回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

在韓被爆者Questionnaire

平成2年6月

北東アジア課

1. 在韓被爆者（一世のみに限定）の実態如何

- (1) 在韓被爆者の実数如何（本年5月の政府登録者数は2,073人、他方、被爆者協会の推定では約23,000人。政府としては何人いると推定しているか。また、その根拠如何。）。
- (2) 政府の被爆者認定・登録制度如何（認定・登録の目的、基準、手続き。日本の場合は、被爆者の申請に基づき、各都道府県の審査機関が客観的に審査した上で認定。）。
- (3) 在韓被爆者の構成（年齢、性別、居住地、被爆地等）如何。
- (4) 援護措置を必要とする在韓被爆者の数如何（日本では、別添1のいずれかに該当する者に対して何らかの支援を行っているが、右基準に該当する者の数、及びその内訳。）。

2. 韓国政府の在韓被爆者援護施策如何

- (1) 法的根拠如何（法令の該当部分を入手）。
- (2) 政府による在韓被爆者対策の沿革如何。
- (3) 被爆者の医療面での対策とは別に、在韓被爆者の生活を支援するため、政府として生活保護等の支援を行っているのであれば、その内容、一人当たりの支援額、支援基準、対象者数。
- (4) 被爆者対策の具体的内容、各々に対する年間予算、受益者数、その基準等如何。
- (5) 特に、政府の医療費補助については、89年より被爆者治療費の85%を補助している由であるが、現在もその通りか。右補助の供与基準、対象者数、予算総額、補助体制・運用の詳細如何。
- (6) 韓国政府指定原爆病院（赤十字病院等9カ所）に対する支援が行われている由であるが、これと、上記医療費補助との関係如何。その具体的使途等如何。
- (7) 上記政府の支援の中での4,200万円支援の位置付け如何。
- (8) 今後の被爆者対策の充実につき計画、アイディアはあるのか（例えば、日本の原爆二法に準じたものを作る考えはあるのか。）。

3. 日本政府に期待する支援

- (1) 現時点で考えている具体的内容如何。（複数のアイディアで可）
- (2) 40億円を一括支援する必要はなく、数回に分けて支援することも可能の由であるが、~~最大限何回まで分けることが出来るか~~

程度に

考えらるか

被爆者

- 対象 = ①当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
②2週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った人
③被爆者の救護等に従事した人
④当時これらの人の胎児であった人

(4)